

豪雨災害からの早期復旧支援、復興支援を求める決議

7月10日、九州北部地方では線状降水帯が発生し、平成29年九州北部豪雨以来となる大雨特別警報が発表され、各地に甚大な被害をもたらした。

中津市においても、河川の氾濫等により、1名の尊い命が失われ、家屋や店舗等の全壊、半壊、床上、床下浸水被害や道路の崩壊、橋りょうの損壊、農地災害等の被害、公共施設への被害が多数発生し、その被害額は8月10日現在で89億6千万円に上り、激甚災害の指定、災害救助法の適用を受けた。

平成24年の九州北部豪雨災害では二度、市内各地で甚大な被害が発生しているところであり、度重なる自然災害による市民生活や市内経済への影響は非常に大きなものとなっている。

地球温暖化から地球沸騰化へと言われる中で、今後を見据えた、地域の声を基軸とした被災者等の生活再建支援、被災地域の早期復旧、早期復興を図っていく必要があると考え、下記の項目を実施することを強く求める。

記

1. 将来の災害に備え、原形復旧に留まらず先進的な改良復旧を積極的に推進すること
2. 関係機関等が被害の全容を速やかに把握できる体制とシステムの充実強化に取り組むこと
3. 被災した一次産業従事者の生産活動の速やかな再開に向け、設備や施設の早期復旧に対する集中的な支援策を講じること
4. 被災した中小企業・小規模事業者の事業継続に向け、施設や設備の早期復旧に対する集中的な支援策を講じること

以上、決議する。

令和 5年 9月29日

大分県中津市議会